

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の12において準用する第19条の5 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、営業の本拠となる事務所の所在地を所轄する警察署の生活安全課 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、連絡担当者の住所又は居所を所轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係（電話058-271-2424） 古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、営業の本拠となる事務所の所在地を所轄する警察署の生活安全課 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請については、連絡担当者の住所又は居所を所轄する警察署の生活安全課
備 考：